

議案第 88 号

新座市公告式条例の一部を改正する条例

新座市公告式条例（昭和 30 年新座市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（規則の公布）</u> 第 3 条 <u>市長その他市の機関の定める規則の公布は、公布文、公布年月日及び市長名又は当該機関名若しくは当該機関の代表者名を記入して、当該職印を押した後、市役所前掲示場に掲示して行う。</u></p> <p><u>（規程の公表）</u> 第 4 条 <u>前条の規定は、市長その他市の機関の定める規程（同条の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。</u></p>	<p><u>（規則の公布）</u> 第 3 条 <u>前条の規定は、市長その他市の機関の定める規則の公布について準用する。</u></p> <p><u>（規程の公布又は公表）</u> 第 4 条 <u>規則を除くほか、市長その他市の機関の定める規程で公表を要するものの公布又は公表は、公布又は公表の年月日及び市長名又は当該機関名若しくは当該機関の代表者名を記入して、当該職印を押した後、市役所前掲示場に掲示して行う。</u></p>

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

市長その他市の機関の定める規則の公布に係る手続を改めたいので、この案を提出するものである。